

特定個人情報保護評価書の再評価に係る パブリック・コメントの実施について 『個人住民税に関する事務』

令和 7 年 9 月 17 日
総務委員会資料
税務部 市民税課

※本資料は、個人情報保護委員会(国)及び地方税共同機構の資料を基に作成しています

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

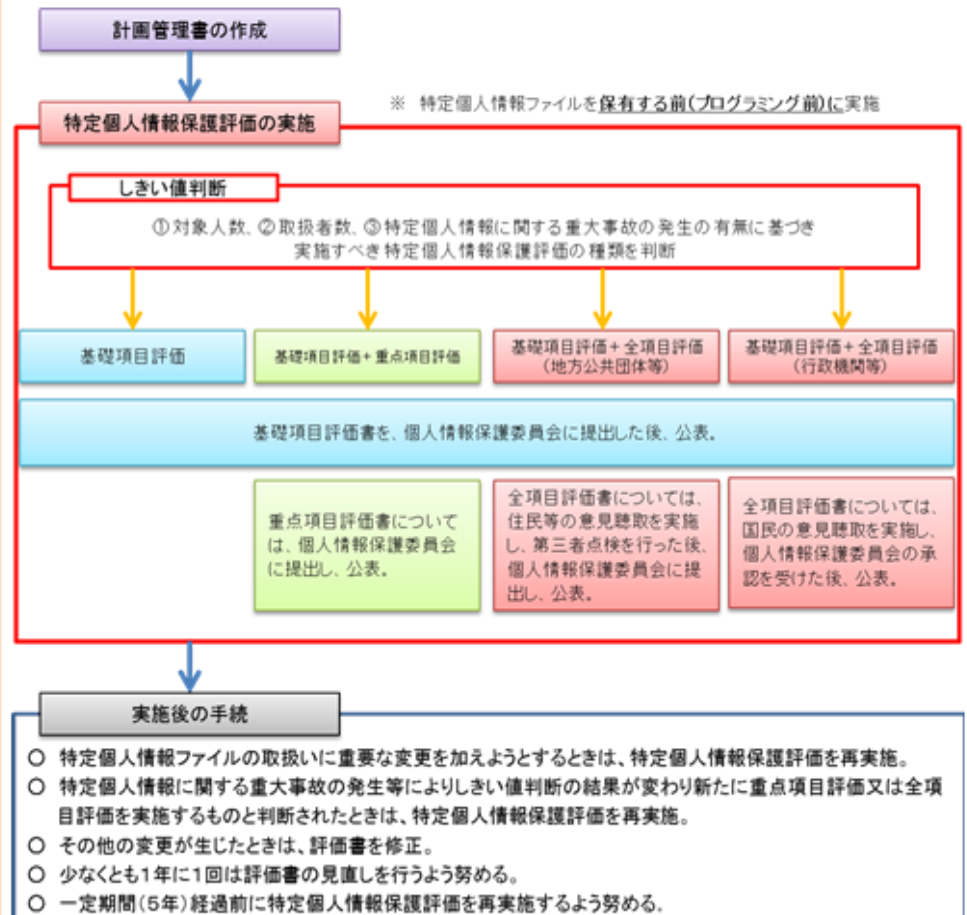
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ

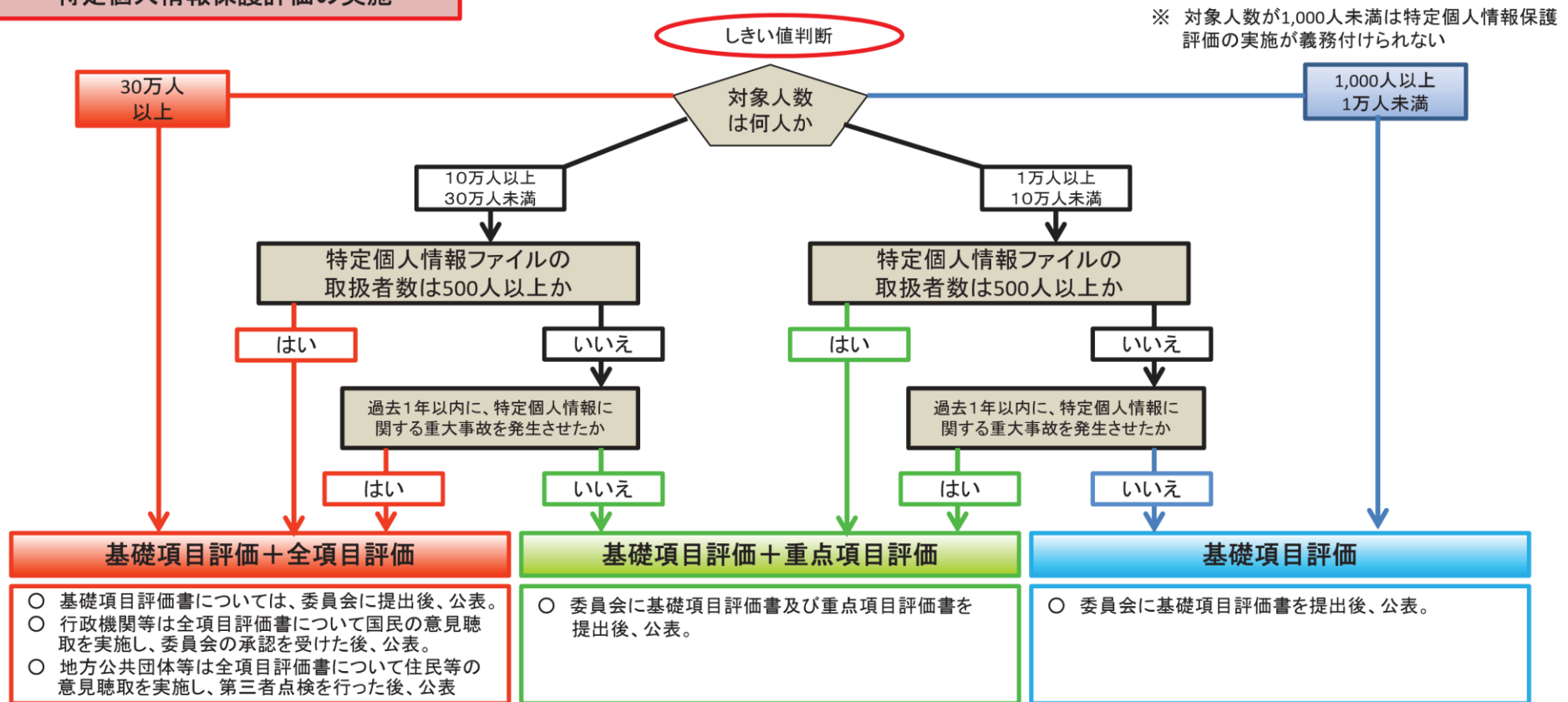


特定個人情報保護評価の実施手順

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施



実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

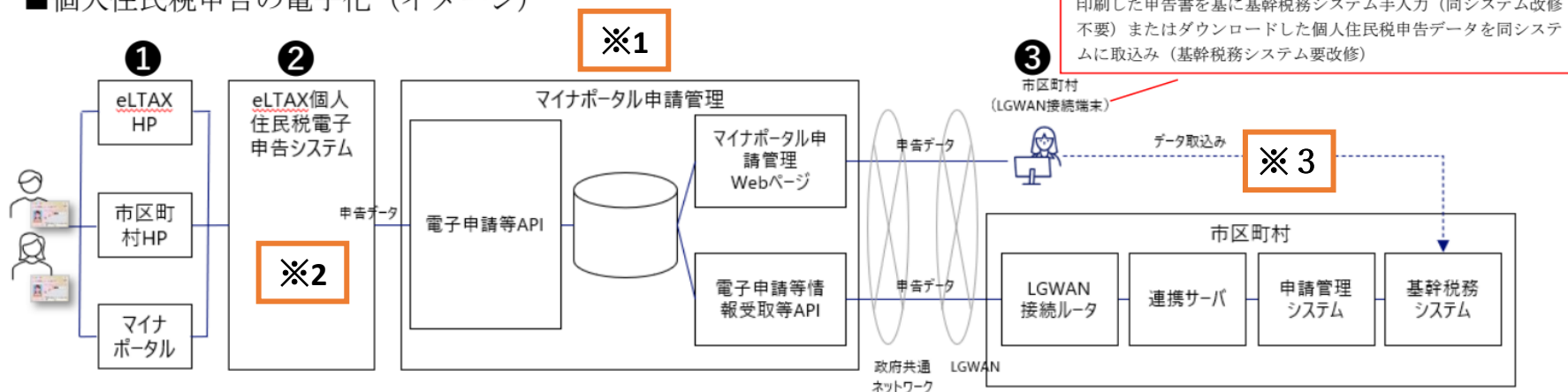
◆主な変更箇所

- 1 個人住民税申告の電子化の開始に伴う、個人住民税事務におけるマイナポータル申請管理の使用開始
- 2 マイナポータル申請管理使用開始に伴うデータの取得方法及び管理方法等の変更

◆個人住民税申告の電子化の概要及びイメージ図

個人住民税申告の電子化は、令和8年度申告分からの対応開始に当たってeLTAXのホームページや市区町村のホームページ、マイナポータルからリンクしたeLTAX個人住民税申告システムにおいて、申告者がスマートフォンまたはパソコンで申告情報を入力し、署名を付して申告先の市区町村へ送信する。

■個人住民税申告の電子化（イメージ）



税制改正により令和8年1月より個人住民税申告の電子化が全国的に開始し、市民が船橋市宛てに申告した情報がマイナポータル申請管理に保存され、船橋市側はその申告情報を取得する。

- ※1…マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスで、マイナンバーカードを利用し、行政手続きの検索や電子申請、行政機関からの情報確認などができます。その中で「申請管理」機能は、利用者がマイナポータルを通じて申請した手続きの状況を把握可能となるものであり、申告情報等もこちらに格納されます。自治体はこの機能にアクセスし、申告情報等を取得します。
- ※2…eLTAX とは、地方税共同機構が構築した地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。eLTAX 個人住民税電子申告システムとは、eLTAX に地方税共同機構が新規で構築した、申告者が電子申告した情報から個人住民税申告ファイルを生成し、マイナポータル申請管理に送信するシステムになります。
- ※3…LGWAN とは、地方公共団体間の情報共有やコミュニケーションを円滑に行うための行政専用の閉域ネットワークです。インターネットとは分離されており、高度なセキュリティを維持しながら、各種行政システムの共同利用を可能にし、行政の効率化や住民サービスの向上を実現しています。

・全項目評価書変更点(一部抜粋)

項目	旧	新
Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の 入手・使用 ②入手方法	[○]その他(地方税ポータルシステム(eLTAX))	[○]その他(地方税ポータルシステム(eLTAX)、マイナポータル申請管理)
Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保 管・消去 ③消去方法	<船橋市における措置> ①保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上一括して削除処理を実施する。 ②紙媒体で保有する特定個人情報については、焼却処分をする。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者が HDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001 等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	<船橋市における措置> (略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略) <ガバメントクラウドにおける措置> (略) <マイナポータル申請管理における措置> ・LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・申告書・報告書の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ・申告書・報告書の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)については行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ・書面については、本人から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記したものを事前送付し、当該住所宛に送付するよう説明する。 ・全職員を対象として、情報管理職場研修(上司と部下が情報管理について確認する研修)及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。	(略) 〈マイナポータル申請管理における措置〉 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ・異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ・個別にアクセス権限を付与する際には、必要なアクセスの詳細を判断し、情報システム管理者(所属長)の承認を得て登録する。 ・異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ・発行・失効管理簿に記録・保管する。	〈税務システムの運用における措置〉 (略) 〈マイナポータル申請管理における措置〉 マイナポータル申請管理のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザ ID 管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザ ID を発効する。 ・ユーザ ID 管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザ ID を失効させる。